平成２７年（フ）第４２３１号
大阪府枚方市藤阪中町22番２―303号
債務者　松浦　留美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５号
函館市西旭岡町２丁目50番地７
債務者　三上　則子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２５２号
函館市湯浜町13番13号
債務者　高橋　一彦
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８５号
山形県寒河江市大字寒河江丙1512番地の６
債務者　安食　寛治
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３１号
山形県東根市大字羽入283番地12
債務者　佐藤万里子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３９号
山形県上山市美咲町１丁目12番39号
債務者　伊藤　利彦
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
岐阜県海津市海津町福江539番地５　アポロタウン海津Ｂ棟102号
債務者　織田　治代
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
岐阜県海津市海津町福江539番地５　アポロタウン海津Ｂ棟102号
債務者　織田加寿代
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
島根県出雲市下古志町710番地２　ラ・レーヌ下古志Ａ
債務者　曽田　和馬
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第８３号
島根県出雲市斐川町富村2031　ヴィラカメーリアＢ―102、住民票上の住所島根県出雲市美談町246番地
債務者　横山　　強
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２３０号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤字一本松2918―１、住民票上の住所長崎県佐世保市東山町35番５号
債務者　赤崎　芳憲
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野649番地５
債務者　森田　　恵
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
佐賀県鳥栖市今泉町2152番地３　鳥栖南部団地市営12―12
債務者　山岸　健太
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
北海道稚内市富岡４丁目14番12号
債務者　野口八重子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第１０号
北海道稚内市はまなす２丁目８番20号　中山方、住民票上の住所北海道稚内市朝日５丁目１番６号　アークヒルズ３―105号
債務者　大宮　晴美
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第３５１号
相模原市緑区町屋４丁目25番24号　モルフォハウス105
債務者　金内　麻樹
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３６０号
大分市大字政所3495番地（コーポサンモール201）
債務者　石松　智昭
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係